

議案第 11 号 安全で快適な千代田区的生活環境の整備に関する 条例の一部を改正する条例に対する附帯決議

生活環境条例の施行以来、区職員による巡回や区民・地元企業との合同パトロールなどに取り組み、街がきれいになるなど一定の成果を上げてきた。しかしながら、喫煙所の不足も相まって、路上禁煙地区となっていない公園等に喫煙者が集中し、子どもが遊べないなど、地域の新たな課題となっている。

したがって、「安全で快適な千代田区的生活環境の整備に関する条例の一部を改正する条例」の施行にあたっては、次の事項について適切に対応することを求める。

- 1 「公園での喫煙対策の基本方針」を踏まえつつ、非喫煙者にも十分に配慮しながら、分散型の喫煙所を確保すること。
- 2 公園等への路上禁煙地区の指定にあたっては、地域や関係機関と十分に協議するとともに、代替となる喫煙所を確保すること。
- 3 2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、生活環境条例の規制内容や「喫煙所の見える化」を進めるよう周知方法等について検討すること。

以上、決議する。

平成26年3月19日

千代田区議会